

令和4年度 近江八幡商工会議所トライアルショップ出店要項
【フードカーコース用】

【趣旨】

近江八幡商工会議所（以下、会議所という）主催のトライアルショップ フードカーコースは、フードカーを活用し、将来のフードカー営業を目指す飲食事業者等に対し本格的な導入の前に一定期間試験的なフードカー営業の場を提供する事業である。

実際のフードカー営業を経験し、そのメリット・デメリット等を知ること、導入後も持続可能な営業を目指し、地域の活性化に寄与する事業者を育成する目的として行う。

【対象】

以下の要件を満たす方とします

- 18歳以上で、フードカー営業を目指す飲食事業者等。
- 会議所の伴走支援を受けながら、積極的・主体的に事業展開を目指す方。

【資格等】

- 「食品衛生責任者（食品衛生法第50条第2項）」の資格を有する方。または、「調理師」「栄養士」「食品衛生管理者」等、それに類する資格を有する方。
また、出品する品目によっては、その他特定の許可を出店者自身が有している必要があります（出店時までに取り得ていければ可）。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する場合は出店できません。
- 国税及び地方税を滞納している方は出店できません。

※仕込み作業は基本的に「飲食店営業許可（食品衛生法第52条第1項、食品衛生法施行令第35条第1号）」を得た調理場で行っていただきます。面談時に許可証の写しをあわせて提出ください。フードカー内では盛り付け等簡単な工程のみお願いいたします。

※創業予定者の方も対象となりますが、上記の資格を有している必要があります。

※簡易的な調理であり、出店者が食品衛生に関する十分な知識・経験を有していると会議所が認めた時に限り、上記資格を有していなくても出店を許可できる場合があります。詳しくはご相談ください。

【出店場所】

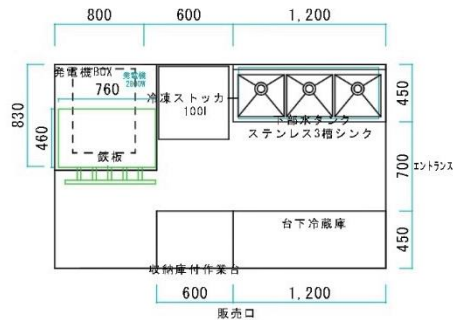
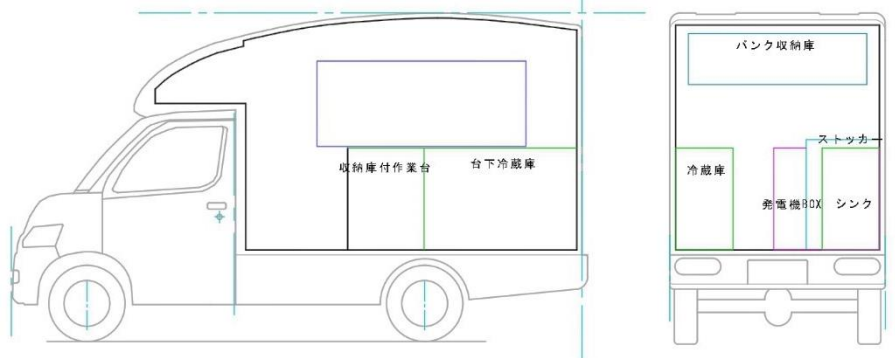
白雲館前スペース（近江八幡市為心町9-1）

※当該の場所にフードカーを駐車します。出店者での運転の必要はありません。また移動はできません。

※コンセントがありますので、ホットプレートや炊飯器等各自調理器具はご用意ください。

【フードカー仕様】

- ・ステンレス3槽シンク
および作業台
- ・取り外し接客カウンター
- ・100V 電源システム
(2系統)
- ・防音型発電機 2800W
- ・台下冷蔵庫
- ・冷凍ストッカー100L
- ・給排水タンク 80L (ポリ)
- ・換気扇



(一般社団法人

近江ツーリズムボードHPより引用)

【選考方法及び手順】

- ① 出店希望者は、会議所公式HP内に設置のWEB申込フォームにて申込を行います。
- ② 会議所は申込を確認後、個別に出店希望者に対し、会議所にて面談を行います。
- ③ 出店希望者は会議所に対し出店計画・必要書類等を提出します。
- ④ 出店希望者へは、出店計画・面談の内容をふまえ、会議所より出店の可否の通知をさせていただきます。
- ⑤ トライアルショップの出店前、出店中、出店後において、会議所による経営指導等を行います。

【開催期間】

令和4年 9月 1日(木)～10月14日(金) (10月7日(金)を除く)
10月29日(土)～11月30日(水)

※申込は先着順で受け付けます。日程がご希望に沿えない場合があります。

※店舗に空きがある限り申込を受け付けます。

【出店要件】

2週間以上での申込を最低出店期間とします。

(出店期間中休業日を設けることは可能ですが、詳細はお問合せください)

【営業時間】

●営業時間は遵守してください

9：00～17：00（事前準備・片付けの時間含む）

- ・上記時間内で任意の営業時間を定めていただけます。
- ・フードカーにおける商品、什器などの個人の資材は、出店日ごとに撤収していただきます。連続して借りる場合は置いておくことも可能ですが、開店、閉店に関わらず出店料金が発生します。また、物品の盗難、紛失、火災等の災害による消失について、主催者はその責任を負わず、保証等もいたしかねます。商品等の管理は、出店者各自が責任をもって行ってください。

【出店料（1日あたり）】

	1日あたり
フードカー	1,500

※出店料金は使用日数単位で発生します。

※上記金額は通常の使用料から会議所が補助をした後の金額です。

【販売手数料】

	税込売上に対して
フードカー	10%

※販売手数料は出店期間の総売上に応じて発生します。

※毎日の来店者数・売上を記録していただきます。

【その他出店者負担】

- ・仕入れの費用、人件費、独自で行う広告宣伝費、飾り付けなどについては出店者の負担で設置することとします。
- ・白雲館に併設した駐車場はありません（搬入出時のみ車の横づけ可）。出店者は店舗から徒歩5分の協力店駐車場（「和た与」第2駐車場）をご利用いただけます。

【遵守事項】

- 出店品の搬入、搬出並びに出店準備は、出店者において行ってください。
- 利用中および設営撤去の際は、安全確保を各自で行ってください。
- ゴミは出店者が毎日持ち帰り、環境美化に努めてください。
- フードカー内の適切な管理と周辺部の美化、清掃活動の実施にご協力をお願いします。
- 閉店する際やフードカーを離れる際は、主催者に連絡を取り、盗難やいたずら被害の防止に努めてください。
- 食中毒などが発生しないように十分注意してください。
- 出店に際して生じたトラブルは出店者が一切の責任を負うものとします。
- 出店者が原因である事故等は、自己責任で賠償等の対応をお願いします。
- フードカー、またその附属設備以外のものを使用しないでください。
- 許可を得ずに火気を使用しないでください。
- 駐車場所周辺の建物等に許可を得ずに貼紙をし、又は釘や画鋲を打ち込まないでください。
- フードカー内、駐車場所周辺は禁煙です。
- 危険物、動物類（身体障害者補助犬等 を除く。）又は不潔物の持込は禁止します。
- 出店日・時間・内容などに変更がある場合は速やかに会議所に連絡してください。

☆新型コロナウイルス感染症対策について

トライアルショップ営業時の新型コロナウイルス感染症対策は、原則出店者の責任で行っていただきます。来店者の検温、アルコールの設置、マスクの着用の徹底等、必要な対策を講じてください。

☆良心的な出店行為をお願いします。トライアルではありますが「事業者」としての自覚をもって接客・販売を行ってください。悪質な場合、会議所から指導を行うことがあります。改善が見られない場合は即時出店停止をいただく場合があります。

【問い合わせ先】

近江八幡商工会議所 0748-33-4141（担当：山井・青山）

〒523-0893 滋賀県近江八幡市桜宮町 231 番 2 号